

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

令和4年4月1日

東京バス株式会社



1. 運輸安全マネジメント

私達は、「お客様お一人おひとりの大切な命をお預かりさせていただく」という安全性を、仕事を行なう上で最重要課題に定めています。そして「そのために決して妥協はしない」ということを、当たり前の企業風土にしています。

近年、わが国においても世界的規模の新自由化の影響を受け、大規模な変革の時代を迎えています。私たち観光バス業界も例外ではなく、規制緩和の流れの中で新規参入事業者が増加し競争が激しくなった結果、労働環境の悪化による事故が多発しています。そのことがバス業界全体のイメージを損なっているのが、とても残念でなりません。

私たち東京バス株式会社では、そうしたネガティブなイメージを払拭すべく、一人ひとりの社員が誠心誠意お客様のために働きながら、万全の安全対策を行うなど、この仕事のプロフェッショナルとして誇りが持てるよう、技術や知識の向上につとめています。今後とも、何卒お願い申し上げます。

東京バス株式会社 代表取締役 西村 晴成

2. 安全方針

- 第1条 全社員は代表取締役のリーダーシップの下、一丸となって輸送の安全確保に取り組まなければならない。
- 第2条 全社員は安全意識を高く持ち、知識、技能の向上に努めるとともに、輸送の安全確保を最優先し、業務を遂行しなければならない。
- 第3条 全社員は道路運送法等の法令関係及び安全に関する規定を遵守しなければならない。
- 第4条 全社員は輸送の安全が確保されているかどうか、常に点検するとともに不備がある場合は、速やかに改善しなければならない。
- 第5条 事故・災害が発生した場合は、人命の救護を第一に行動し、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 第6条 全社員は、安全に関する情報を互いに共有するとともに、新しい情報がある場合は速やかに周知するよう努めなければならない。

3. 輸送の安全に関する目標および達成状況

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 人身事故ゼロ | (令和3年度達成 0件) |
| ② 有責接触事故 30%削減 | (令和3年度未達成 28件) |
| ③ 車庫内事故 50%削減 | (令和3年度未達成 2件) |
| ④ 後退事故 50%削減 | (令和3年度未達成 9件) |
| ⑤ 無事故連続記録 30日を達成 | (令和3年度達成) |

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計（令和3年度）

人身事故 : 0件
物損事故 : 0件
車両故障 : 1件（DPR マフラーの故障によるもの）

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

① 指導運転士会議

毎月1回、弊社の安全統括管理者が主催し、事故の発生内容の伝達・分析を行い、事故防止に向けた話し合いを行います。

② 設備投資等の実績

令和3年度の「輸送の安全に関する投資」の主な実績は以下の通りです。

- ・最新車両購入 貸切2輛 乗合6輛・・・約4,800万円/年（リース）
- ・教育・指導に関する費用・・・約30万円/年
- ・採用に関する費用・・・約0万円/年
- ・IP無線・アルコールチェッカー・・・約240万円/年

③ 設備投資等の予算

令和4年度の「輸送の安全に関する投資」の主な予算は以下のとおりです。

- ・車両導入（安全装置搭載車）・・・約6,000万円/年
 - 10輛
- ・安全教育に関する投資・・・約120万円/年
 - NASVA 運転適性診断
 - 新人運転・冬山運転講習
 - 救命救急講習
- ・採用に関する費用・・・約20万円/年
- ・IP無線・アルコールチェッカー・・・約240万円/年
- ・その他・・・約30万円/年

④ 安全運動等

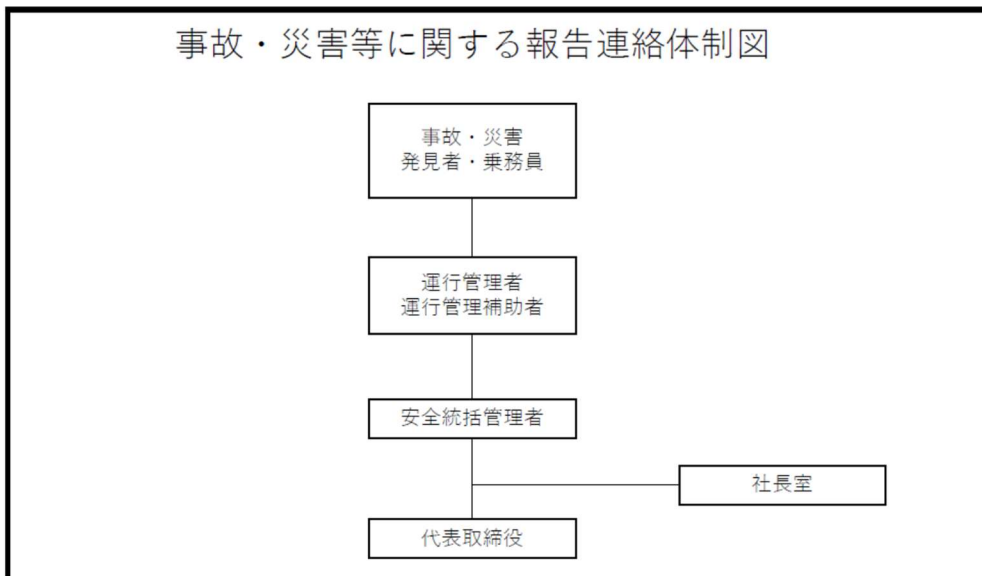
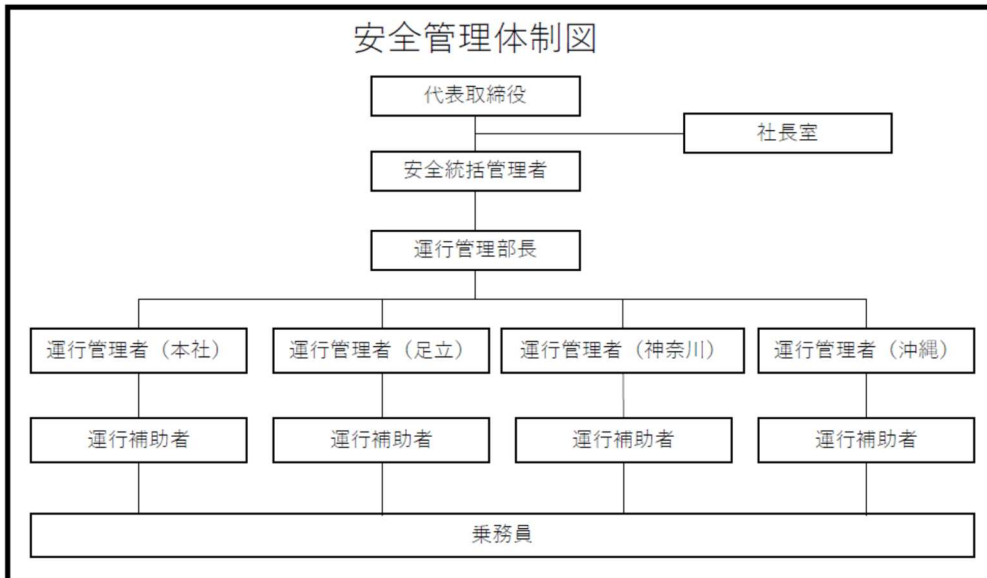
春の全国交通安全運動（4月）

夏季輸送安全総点検（7月・8月）

秋の全国交通安全運動（9月）

年末年始輸送安全総点検（12月・1月）

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

① 安全運行講習（運輸規則第38条に基づく講習）

第1回；令和3年5月24日～7月22日 実施



第2回；令和3年12月6日～令和4年3月18日 実施



② 外部講師を招いての講習

・日本旅行様による東京都歓呼関連事業者向け派遣型セミナー・アドバイザーによる乗務員研修（12月7日、12月13日）



※毎年実施している、日野自動車様による安全運転講習はコロナのため、実施なし

③ 事故惹起者に対する指導；発生時随時実施

④ その他 救命救急講習等；令和3年3月7日、9日実施



8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和4年3月に本社営業所、足立営業所、沖縄営業所、神奈川営業所に対して内部監査を行いました。

今年度について、指摘事項はありません。

9. 安全管理規程

(別紙ご参照ください。)

10. 安全統括管理者

取締役 統括本部長 佐藤 智彦

10. その他

東京バス株式会社は、貸切バス事業者安全性評価認定制度3つ星を受けております。

